

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

### 規 則

○高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則

(住宅課)

一

### 告 示

○女性相談員設置規程の一部を改正する告示

(子ども家庭課)

一

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の残存許容限度

(森林整備課)

二

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

二

○高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧所の場所

(住宅課)

三

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁高校教育課)

三

### 病 院 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

三

### 議 会

○宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

三

## 規 則

高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十三号

高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第九条の

規定による高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第二条 登録簿を一般の閲覧に供するため、登録簿の閲覧所(以下「閲覧所」という。)を宮城県土木部住宅課内に設置する。

(閲覧所の利用時間)

第三条 閲覧所の利用時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

2 閲覧所は、宮城県の休日を定める条例(平成元年宮城県条例第十号)第一条第一項に規定する県の休日には、閉鎖する。

3 前二項の規定にかかわらず、知事は、登録簿の整理その他の理由により必要と認める場合は、臨時に閲覧所を閉鎖し、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合において、知事は、その旨をあらかじめ閲覧所に掲示するものとする。

(持出しの禁止)

第四条 登録簿は、閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

一 前条の規定に違反した者

二 登録簿を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれがあると認められる者

三 他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

四 登録簿の閲覧に関して職員の指示に従わない者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第千三十七号

女性相談員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

女性相談員設置規程の一部を改正する告示

女性相談員設置規程(昭和三十三年宮城県告示第三百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号の表中、「加美町、色麻町」を「色麻町、加美町」に改め、「本吉町」を削る。  
附 則

この告示は、平成二十一年十二月一日から施行する。

○宮城県告示第千三十八号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十一年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。

平成二十一年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類

同一の単位とされる保安林の種類

皆伐面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

本吉地区

三八一・七五

北上川下流

三四六・五九

石巻地区

三一一・八二

迫川地区

九九二・〇二

江合川上流

七〇二・二二

鳴瀬川上流

一、二八九・八五

江合川 下流

〇・八四

鳴瀬川

〇・八四

黒川地区

一五七・一六

仙台地区

一、三六一・七九

白石地区

一、五二一・七五

土砂流出防備保安林

本吉地区

二五・七一

北上川下流

八・一三

石巻地区

一九・四七

迫川地区

七七・三六

江合川上流

一五一・一九

鳴瀬川上流

二五四・三〇

江合川下流

一一・六五

鳴瀬川下流

三九・九八

黒川地区

五六・六六

仙台地区

干害防備保安林

白石地区

一九八・九五

仙台市

五・一八

石巻市

二七・九八

気仙沼市

二一・六二

白石市

三・三〇

角田市

二・〇八

登米市

八・七七

栗原市

一・四三

東松島市

四・〇八

大崎市

五七・五四

七ヶ宿町

五・一四

柴田町

〇・九七

丸森町

二・七二

大和町

三・六〇

大郷町

〇・二六

加美町

六・七二

女川町

一五・一六

南三陸町

〇・七五

魚つき保安林

石巻市

一八・九六

気仙沼市

二・五八

東松島市

〇・二四

女川町

〇・八八

南三陸町

〇・九四

保健保安林

宮城北部地区

一三・七一

宮城南部地区

七・一〇

○宮城県告示第千三十九号

蔵王町から蔵王都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十二月一日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 種類 蔵王都市計画下水道
- 2 名称 蔵王町流域関連特定環境保全公共下水道

二 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）  
○宮城県告示第千四十号

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）第四条第一項の規定により高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿の閲覧所を設けたので、同条第一項の規定により当該閲覧所の場所を次のとおり告示する。

平成二十一年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県土木部住宅課内

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十一年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県立高等学校電子計算組織貸借 一組
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十一年十一月二十日
- 四 落札者の名称及び所在地 東京センチュリーリース株式会社仙台支店 仙台市青葉区一番町三丁目一番一号
- 五 落札金額 八千四百八十七万三千六百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十一年十月九日

病 院 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年十二月一日

病院事業管理者 木 村 時 久

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 MRI撮影システム 一式

- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 病院局県立病院課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十一年十一月六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び所在地 株式会社 自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町三番二十七号
- 五 落札金額 二億四千三百六十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十一年九月二十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年十二月一日

病院事業管理者 木 村 時 久

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 デジタルマンモグラフィシステム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 病院局県立病院課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十一年十一月六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び所在地 株式会社 シバティンテック 仙台市若林区卸町二丁目一番三番三号
- 五 落札金額 五千四百六十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十一年九月二十四日

議 会

○宮城県議会訓令第二号

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月一日

宮城県議会議長 畠 山 和 純

宮城県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

宮城県議会事務局処務規程（昭和五十一年宮城県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。  
様式第二号中、「任答畑」を、「砂野崎畑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式第二号は、地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号）附則第

三条第二項の規定により同法による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百六十八条の規定がなおその効力を有する間、なおその効力を有する。